

林野火災注意報・警報の運用開始について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

● 林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上 注意を要する気象状況 になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「**林野火災警報**」を発令し、発令区域での火災予防条例で定める「火の使用の制限」について、**義務**を課すこととなります。

● 林野火災注意報・警報発令指標について

林野火災注意報の発令指標

1月から5月の期間において次のいずれにも該当する場合

- ・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報

※当日降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しない場合もある。

林野火災警報の発令指標

1月から5月の期間において次のいずれにも該当する場合

- ・林野火災注意報発令指標かつ**強風注意報**
- ・**火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認めるとき**

● 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり**火の使用の制限**がかかります。

- (1)山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2)煙火を消費しないこと。
- (3)屋外において火遊び又ははたき火をしないこと。
- (4)屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5)山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6)残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

● 林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ罰則を伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反したものに対して **30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。**

● 林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、小豆地区消防本部ホームページや防災行政無線、消防車両での巡回等により周知、広報を行います。

小豆地区消防本部予防課

TEL:0879-62-2220 FAX:0879-62-2456